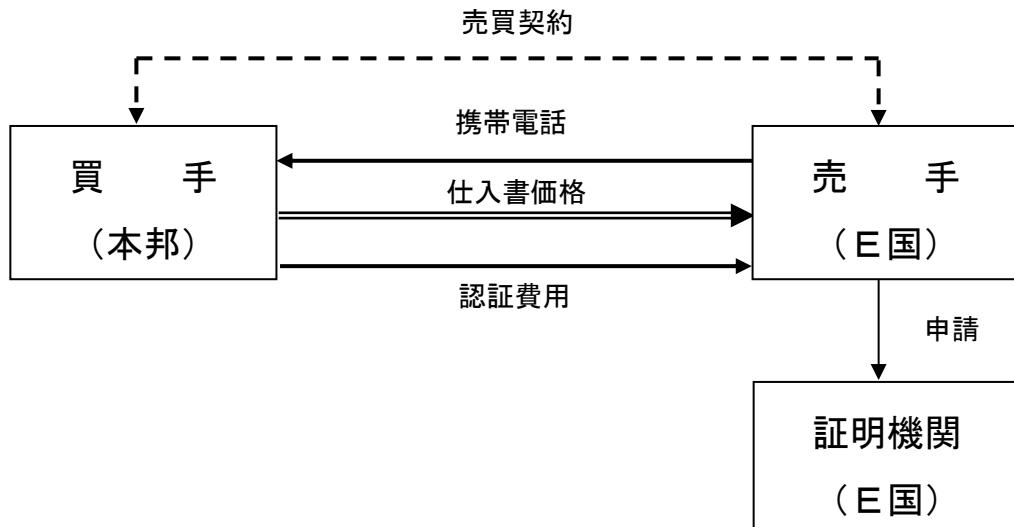


37. 買手が売手に支払う認証取得費用



【照会要旨】

当社（買手）は、E国所在の売手から携帯電話を購入（輸入）しています。

当社と売手は、売手が本邦の法律に基づく工事設計認証（以下、「設計認証」という。）を受けた製品を製造すること、設計認証に係る証明番号及び認証マークを付した製品を当社に販売することを取り決めています。

設計認証の取得に当たって、売手は、E国所在の証明機関に対し製品サンプル及び製品の設計図を提出し、申請を行います。証明機関により設計が認証されると、売手は証明番号及び認証マークを製品に付す権利を取得し、認証を受けた設計図に基づき輸入貨物の生産を行います。当社は売手に対し、設計認証の取得に要した費用（認証費用）を仕入書価格と別に支払います。

なお、売手と当社の間に特殊関係はなく、その他関税定率法第4条第2項各号に規定する事情も存在しません。

輸入貨物の課税価格を計算するにあたって、当社が売手に支払う認証費用は、現実支払価格に含まれますか。

【回答要旨】

上記の取引において貴社が売手に支払う認証費用は、輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみてその輸入貨物の輸入取引をするために支払われるものですので、現実支払価格に含まれます。

（理由）

「現実支払価格」とは、買手が売手に対して又は売手のために、輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみてその輸入貨物の輸入取引をするために現実に支払った又は支払うべき総額をいい、売手の債務の弁済等の間接的な支払の額を含みます。

上記の取引において、貴社（買手）と売手は、売手が本邦の法律に基づく設計認証を受けた製品を製造すること、証明番号及び認証マークを付した製品を貴社に販売するこ

とを取り決めています。

したがって、貴社が売手に支払う認証費用は、貴社と売手との合意に基づき、輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみてその輸入貨物の輸入取引をするために支払われたものと認められることから、輸入貨物の現実支払価格の一部を構成します。

《参考》 輸入貨物の仕入書が輸入取引に係る価格等の条件を正当に表示するものである場合には、その仕入書価格に基づいて現実支払価格を認定することとなります。輸入貨物に係る仕入書価格の支払に加えて、その輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみてその輸入貨物の輸入取引をするために、買手により売手に対し又は売手のために行われる何らかの支払がある場合の現実支払価格は、仕入書価格にその支払の額を加えた価格となります。

【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項

関税定率法施行令第1条の4

関税定率法基本通達4-2(1)、(3)

関税定率法基本通達4-2の2(1)

注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。(具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)